

生駒市スマートシティ構想策定等支援業務 仕様書

1 業務名

生駒市スマートシティ構想策定等支援業務

2 委託業務履行期間

契約締結日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日まで

3 業務の目的・概要

人口減少・少子高齢化、社会インフラの老朽化や自然災害の大規模化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式の広がりなど、全国的な社会情勢の変化が見込まれる中、国内では、ICT 等の先端技術やデータを活用し、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、都市や地域の抱える諸課題を解決して市民生活に快適性や利便性の向上などの新たな価値を創出するまちづくり「スマートシティ」の構築が進んでいる。

本市においても、取り巻く環境や社会ニーズが多様化、複雑化している状況であり、これまでの「大都市に通勤・通学する暮らし」いわゆるベッドタウン型のライフスタイルを反映した施策を実施するだけのまちでは、こうした変化には対応できず、人口減少を加速させ、地域活力の低下を招くことになりかねないことから、第 6 次総合計画に掲げているような多様な生き方や暮らし方を、様々な主体の参画と協創により実現するため、スマートシティの実現を目指すものである。そのためには、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を聞き市民等と共にデジタル技術を活用した多様な生き方や暮らし方を実現するスマートシティ像を描き、実現に向けた施策を立案し進めていく必要があることから、多様な市民等との協創関係を構築する豊富な経験と高い専門性を有する事業者によこれらの構想策定と市民対話等の支援業務を委託するものとする。

4 業務の内容

上記の目的の達成に向け、以下の業務を行うこと。また、詳細はプロポーザルの提案内容等に基づき、委託契約時に市と事業者双方の協議により確定する。業務内容に留意したうえで、事業趣旨に基づいたよりよい提案をすること。

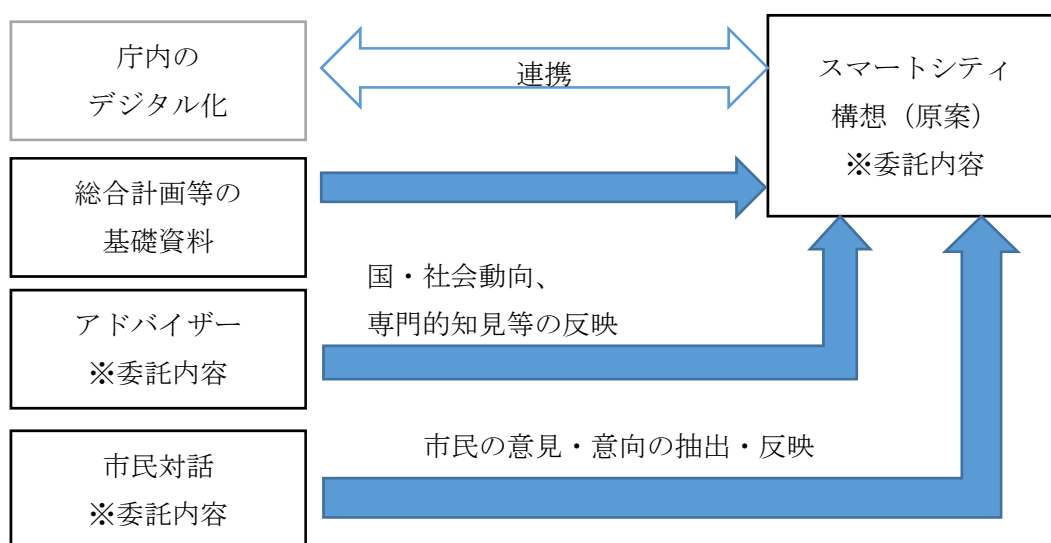
<主たる業務内容>

- ・市民等との対話のための場の企画・開催・運営業務
- ・市民等との対話等の結果を反映したスマートシティ構想（原案）の取り纏め
- ・アドバイザーの設置
- ・普及用コンテンツの作成

構想策定においては、庁内のデジタル化と連携し、市が提示する基礎データ等を活用し市民等との対話等で得られた意見を集約・反映した構想案を整理、取りまとめること。

なお、本業務における「スマートシティ」には、地域の課題解決や新たな価値を創出するまちづくりといった「まちのデジタル化」とストレスのない申請や手続きといった「行政のデジタル化」の両方を含むものとする。

スマートシティ構想（原案）の位置づけ



※庁内のデジタル化においては、市の現状・課題、基本理念・基本原則、庁内推進体制等を整理する予定である。

市から提示できる資料（要望があれば、調整の上、必要かつ可能な範囲で提示する。）

- ① 市の総合計画や各種計画に関する基礎資料
- ② 市民満足度調査/市民実感度調査等のアンケート結果
- ③ 庁内のデジタル化を進めるにあたっての基本理念や原則、庁内推進体制等
- ④ その他、市が保有する資料やデータで必要かつ可能なもの

（１）市民等との対話のための場の企画・開催・運営業務

スマートシティの推進のためには、市から一方的に構想や計画を検討し市民等に伝達するのではなく市民等との双方向の対話を通じて、くらしの課題を把握し、まちの未来を共に考える場が不可欠だと考えている。様々な市民等と「多様な生き方や暮らし方」と「デジタル技術の活用」について対話するワークショップを開催し、対話を通じて生駒市にか

かわる多くの市民等がともに生駒の未来を共につくる意欲を喚起する。

ア 市民等との対話

- ・開催目的：様々な市民等とともに「多様な生き方や暮らし方」と「デジタル技術の活用」について対話することで、現状の課題を共に考え、生駒の未来を共につくる意欲を喚起する
- ・内容：参加する市民等と現状の課題感や期待感を吸い上げるとともに、市と参加者で「デジタル技術を活用して多様な生き方や暮らし方ができるまち」について対話するワークショップを実施する
- ・想定開催日程：9月～12月（開催日程については市と調整すること）
- ・実施回数：3回（各回違った参加者を想定する。多様な市民等との対話ができるような募集方法、実施日時を検討すること）
- ・対象者：生駒市民・事業者
- ・各回参加人数：30名程度（オンライン）、5～10名程度（オフライン）
- ・実施方法：オンライン開催を基本とし、通信環境が整備できない人等のためのオフライン会場も用意する。（※市と調整すること）

【市の役割】

- ・参加者の募集
- ・オフライン会場として市の施設を使う場合、市にて予約・準備する。

（２） 構想策定等支援業務

ア スマートシティの実現に知見を持つアドバイザーの配置

スマートシティにおいて複数分野に亘る課題解決や市民のウェルビーイング向上は不可欠だと考える。それらに資する手法、都市OSの整備、テクノロジー導入の知見を持ったアドバイザーを1～3名配置し、必要に応じて主たる関係者を集めたアドバイザー会議（オンラインも可）を実施すること。アドバイザーについては、主たる関係者を集めた中間報告やアドバイザー会議等への出席と、盛り込むべき内容の章立て、今後複数年を見据えた大局的な事業工程のほか、適切な有効年限や見直しの時期などの構想案や推進体制を整理・検討する作業についての専門的助言を想定している。

イ 構想原案のとりまとめ・提案

市が提示する基礎資料等を基に独自の分析を行い、アドバイザーの助言と市民対話の結果等を反映した課題設定や施策体系の整理・検討において専門的見地から助言、提案を行い、最終的にスマートシティ構想の原案として取りまとめ提案すること。構想原案としては、MS-PowerPointで20～30ページ程度を想定している。また、必要に応じ、関連する資料

の提供等を行うこと。

ウ 普及用コンテンツの提案・作成

市民等との対話等において、スマートシティの取り組みそのものを広く周知し、生駒市のスマートシティ構築に向けた機運を醸成するために必要な、効果の高い普及用コンテンツを提案し作成すること。媒体については市と協議の上決定する。なお、動画やホームページ等のコンテンツの場合は、市によって市のホームページ等に掲載することを想定している。紙媒体の提案の場合は、元データの提出を想定する。

エ 業務報告・打合せ

構想策定等支援業務の内容について、業務の中間及び最終の報告を行うこと。なお、報告時期の詳細は契約時に発注者と協議の上決定するものとし、また円滑な業務の遂行にあたり、必要に応じ打ち合わせ（オンライン会議も可能）を実施すること。

<スケジュール（案）>

下記の日程を想定している。

令和4年～8月	市からのインプットを元に初期検討
令和4年9月	スマートシティ構想（策定案）中間報告(第1回)
令和4年9月～12月	市民等との対話
令和5年2月	最終報告、構想（原案）策定
令和5年3月	生駒市スマートシティ構想策定等支援業務契約期間満了

（以下の予定は、本委託業務外の予定である。）

令和5年4月～5月	パブリックコメント実施
令和5年6月～7月	スマートシティ構想の修正反映等
令和5年8月	スマートシティ構想策定

5 業務の進め方

- （1）受注者は、業務に先立ち、業務実施計画、実施体制計画、業務スケジュール等を契約日から10日以内に作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- （2）業務の企画・実施にあたっては、発注者と十分に協議し、進捗状況等を発注者に逐次報告すること。
- （3）受注者は、発注者が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。また、発注者の要請に応じて別途開催される会議がある場合には必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

6 成果品の提出

本業務において納品する書類については次のとおりとし、詳細については契約時に発注者と協議の上決定するものとする。

- (1) スマートシティ構想（原案）：表紙及び本文ともにカラー印刷、A4判、ファイル綴じ、両面印刷、2部
- (2) 業務報告書：A4判・ファイル綴じ・2部（スマートシティ構想（原案）を含む本業務で作成したすべての資料を整理してとりまとめたもの）
- (3) 普及用コンテンツ
- (4) 上記成果物の電子データ

CD-R 等：2部（2部（正副）とも業務報告書に綴じ込み）

データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPoint 等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理して Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納するものとする。

7 その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令等及び生駒市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 受注者は、この仕様書に基づき、常に発注者と連絡を取り、その指示に従うこと。また、この仕様書のほか、業務の目的を達成するために必要な事項について発注者と受注者で協議することとする。
- (3) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。